

○羽生市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則

平成23年4月1日規則第23号

羽生市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が締結する物品の買入れ、売払い及び借入れ、印刷の請負、電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務、催物、映画及び広告の企画又は製作並びにその他業務の委託（以下「物品売買等」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 年度 4月1日から翌年の3月31日までをいう。
- (2) 資格審査 この規則で定める競争入札の参加資格に関する市長の審査をいう。
- (3) 資格者名簿 羽生市物品売買等競争入札参加資格者名簿をいう。
- (4) 新規申請 資格者名簿に登載されていない者が新たに資格審査を受けようとする場合及び資格者名簿に登載されている者が当該名簿に登載されていない業種又は業務について新たに資格審査を受けようとする場合の申請をいう。
- (5) 更新申請 資格者名簿に登載されている者が当該名簿に登載されている業種又は業務について資格審査を受けようとする場合の申請をいう。
- (6) 埼玉県電子入札共同システム 埼玉県と市町村が電子入札のため共同運営する電子システムをいう。

(競争入札の参加資格)

第3条 競争入札に参加することができる者は、資格審査を受け、資格者名簿に登載された者とする。

- 2 資格者名簿に登載された者が、次条第3項各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。
- 3 資格者名簿に登載された者が、当該名簿に登載された業種について、その営業に関し必要な許可、登録、免許等（以下「許可等」という。）を受けていないときは、当該業種に係る競争入札に参加することができない。

(物品の売買等に係る資格審査の実施)

第4条 物品売買等に係る資格審査は、隔年度に1回の定期受付（当該年度に埼玉県で告示された受付期間において、新規申請又は更新申請を受け付けることをいう。この条及び第7条において同じ。）を実施するものとする。

2 物品売買等に係る定期受付の終了後から次の定期受付の開始までの間は、随時受付（定期受付以外で、新規申請又は更新申請を受け付けることをいう。第7条において同じ。）を実施することができる。この場合において、前項の規定により既に資格審査を受けている業種又は業務については、重ねて資格審査を受けることができない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 令第167条の4第1項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当する者
- (2) 令第167条の4第2項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）により市の競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 第12条第1項第4号若しくは第5号又は同条第2項第2号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者

(資格審査申請)

第5条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、埼玉県電子入札共同システムを利用して市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請に当たっては、次に掲げる添付書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類にあっては申請者が行う法人番号の提出により、第9号に掲げる提出書類にあっては申請者の同意により、市が当該提出書類により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出することを要しない。

- (1) 身分（元）証明書及び後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）の写し（個人に限る。）
- (2) 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し（法人に限る。）
- (3) 許可通知書又は許可証明書の写し

- (4) 委任状（代理人を置く場合に限る。）
- (5) 組合員名簿（中小企業等協同組合に限る。）
- (6) 役員名簿（中小企業等協同組合等に限る。）
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がない納税証明書の写し（法人に限る。）
- (8) 所得税、法人税及び地方消費税について未納の税額がない納税証明書の写し（個人に限る。）
- (9) 法人市民税又は個人市民税の納税証明書の写し（市内に事業所（本店、支店又は営業所）の所在がある場合は、当該事業所のもの）
- (10) 営業経歴書
- (11) 決算書類の写し（法人の場合に限る。）
- (12) 所得税確定申告書の写し（個人の場合に限る。）

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、申請書の様式及び添付書類を別に定めることができる。

4 第1項及び第2項の規定による申請に使用できる漢字は、J I S第1水準漢字及び第2水準漢字とする。この場合において、当該漢字以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は片仮名に置き換えるものとする。

5 営業所に代理人を置く場合は、代理人が資格審査の申請を行わなければならない。
(資格者名簿への登載)

第6条 市長は、資格審査の結果、適正であると認めた者を資格者名簿に登載するものとする。
(参加資格の有効期間)

第7条 定期受付による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格者名簿に登録された日から起算して2年間とする。

2 随時受付による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格者名簿に登載された日からその直前に行われた定期受付による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間の末日までとする。

(変更等の届出)

第8条 資格者名簿に登載された者は、次に掲げる事項について変更（新たに代理人を選任する場合を含む。）があったときは、直ちに埼玉県電子入札共同システムを利用して市長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所（主たる営業所の所在地を含む。）、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールア

ドレス

- (3) 事業主又は法人の代表者の氏名
- (4) 代理人
- (5) 代理人を置く営業所の所在地、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
- (6) 代理人の役職名及び氏名
- (7) 許可等の有無
- (8) 資本金
- (9) 中小企業等協同組合等にあつてはその組合員

2 資格者名簿に登載された者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに埼玉県電子入札共同システムを利用して市長に届け出なければならない。

- (1) 第4条第2項第1号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡したとき（法人にあつては解散したとき。）。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生開始手続開始の決定があつたとき及び更生計画の認可がなされたとき。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があつたとき及び再生計画の認可がなされたとき。

（参加資格の継承）

第9条 相続、合併又は営業譲渡により資格審査を申請した者から当該営業の一切を継承した者は、その参加資格を継承しようとするときは、直ちに埼玉県電子入札共同システムを利用して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容について審査を行い、その継承を認めることができる。

（資格者名簿からの抹消）

第10条 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消する。

- (1) 第4条第2項第1号、第2号又は第4号に該当するものとなったとき。
- (2) 死亡してから（法人にあつては、解散してから）90日を経過したとき。

(3) 金融機関に取引を停止されたとき。

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合であって、極めて悪質であると市長が認めたとき。

(5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項の規定により逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合であって、極めて悪質であると市長が認めたとき。

2 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消することができる。

(1) 第8条第1項又は同条第2項第3号及び第4号の規定による届出を怠ったとき。

(2) 申請又は届出の内容に虚偽があったとき。

3 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿に登載されている業務から抹消するものとする。

(1) 資格者名簿に登載されている業務については、規定する許可等を受けていない者となってから新たに許可等を受けることなく90日を経過したとき。

(2) 資格者名簿に登載されている業務について、その営業を廃止したとき又は当該名簿からの抹消を申し出たとき。

(資料提出等の請求)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、この規則に定めるもののほか、資格審査を申請したものに對し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成23年度以降の競争入札に係る資格審査から適用する。

附 則（平成28年3月8日規則第5号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和6年7月29日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日以後の競争入札に係る資格審査から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日規則第 12 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 9 月 3 日規則第 19 号）

この規則は、公布の日から施行する。